

# 出資配当金 通知書 送付のご案内

平素は、当組合事業をご利用いただきありがとうございます。

当組合では、平成29年6月15日に開催しました第21回総代会の決議に基づき、出資配当金・事業分量配当金を平成29年7月18日に組合員皆様ご本人の口座へお支払し、同時にその内容について出資配当金通知書をご本人様宛にお届けしております。

出資配当金通知書は、当組合の組合員名簿に記載された住所宛に郵送させていただいておりますが、転居等ご連絡先の変更をご通知いただけないなどの理由でお届けする事が出来ず、当組合からの連絡が取れない組合員がおります。

当組合では、住所不明となった組合員の方々に付き、平成27年4月以降の組合事業(信用・共済・経済等)のご利用等の確認ができない場合は、組合定款で定めた組合員資格を喪失されたものとし、組合員資格喪失手続きを取らせていただく事がございます。

**※組合員資格とは、引き続き組合の事業(信用・共済・経済等)を利用する事が適当であると認められた者**

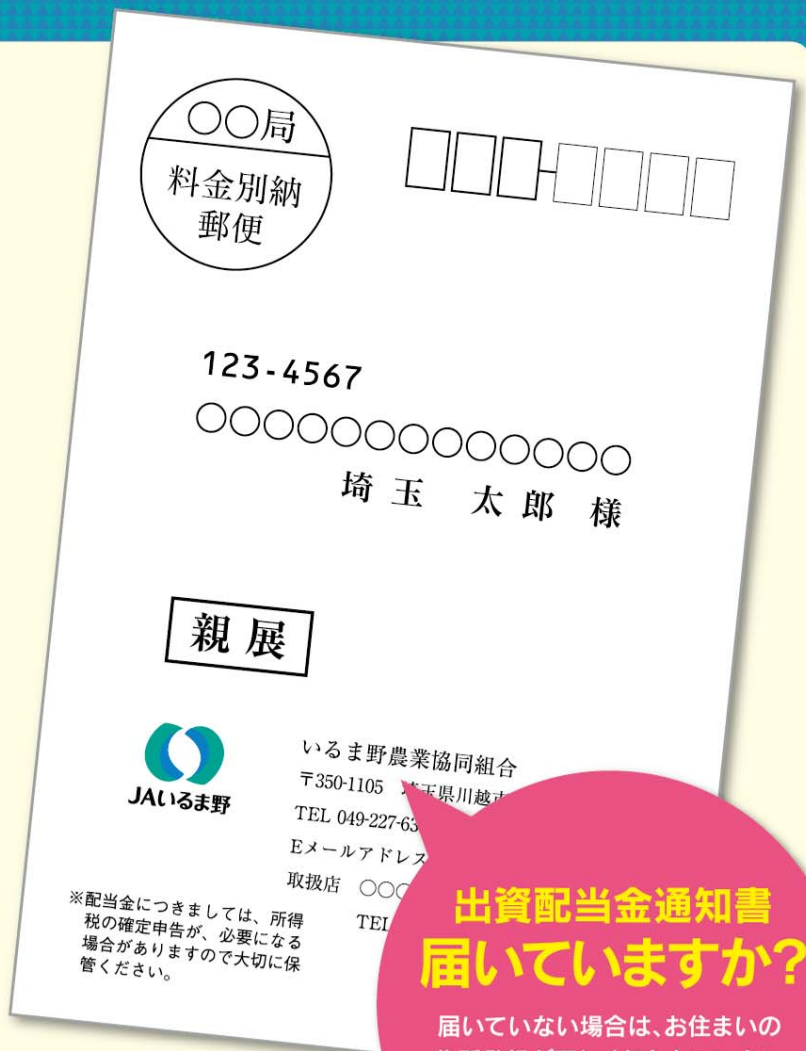
上記内容につきましては、

**平成30年1月31日(水)**までに支店窓口または、担当窓口まで何卒ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

担当窓口

JAいるま野 生活組織課

TEL 049-227-6325



出資配当金通知書  
届いていますか?

届いていない場合は、お住まいの住所登録が正しく行われていない可能性がありますので支店窓口へお問い合わせください。

## 出資配当金、事業分量配当金のお知らせ

平素は、当組合の事業をご利用頂きありがとうございます。

さて、当組合では、平成 29 年 6 月 15 日に開催しました第 21 回通常総代会の決議に基づき、出資配当金・事業分量配当金を 7 月 18 日に組合員の皆様ご指定の口座へお支払し、その内容についてご案内はがきを、ご本人様宛に郵送させていただいております。

ご案内はがきの出資配当金、事業分量配当金の内容についてご説明します。

### 出資配当金

[源泉税率：20.42%] (単位：円)

	出資金額	配当金額	源泉徴収額	支払配当金
当期				
期中				
合計				

※年度内の増資及び新加入につきましては、日割り計算をしております。

※出資配当金は年 2%の割合です。

### 事業分量配当金

[源泉税率：個人 20.315% 法人 15.315%] (単位：円)

内訳	事業分量配当金額	源泉徴収額	税引後配当金	消費税額	支払配当金
貯金					
貸出金					
共済					
購買品					
合計					

※事業分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に計算しております。

※源泉税率には復興特別所得税が適用されております。

## 【出資配当金】

当期：平成 28 年 4 月 1 日以前から出資いただいている金額が表示されています。

期中：平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに出資いただいた金額が表示されています。

期中については、日割り計算をしております。

## 【事業分量配当金】

事業分量配当金は、出資者本人の事業利用を対象に配当させていただいています。

### ・貯金

定期性貯金平均残高 10,000 円に対して 5 円の割合

※定期性貯金：通知貯金・定期貯金・積立定期・財形貯金・定期積金

### ・貸出金

貸出金利息 10,000 円に対して 250 円の割合

※貸出金：事業資金・住宅資金・営農資金・一般資金

### ・長期共済

長期共済保障額 100,000 円に対して 9 円 50 銭の割合

※長期共済：生命共済・建物更生共済・年金共済

### ・購買品

生産資材の利用（一部生産資材を除く） 10,000 円に対して 250 円の割合

※生産資材：肥料・農薬・出荷資材・その他生産資材

※ご案内はがきは、平成 29 年 3 月 31 日時点での組合員ご名義・住所にて作成しています。

※ご不明な点がございましたら、ご案内はがきに記載されている取扱店等にお問い合わせください。

ご案内はがきが届かない組合員の方におかれましては、現在お住まいの住所登録が正しく行われていない可能性がありますので、支店窓口までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

## お願い

以下の時には必ずご案内はがきの取扱支店にご連絡をお願いいたします。

- 住所が変更になった・・・住所変更手続き、又は脱退手続きが必要になります。
- 氏名が変更になった・・・氏名変更手続きが必要になります。
- 組合員本人がなくなられた・・・相続手続き、又は脱退手続きが必要になります。

組合員資格に変更が生じた場合は、**取扱店**までご連絡ください。

## 組合員（出資）をやめたい場合（脱退希望）について

脱退希望であることを、ご案内はがきの取扱支店窓口申し出ていただければ手続きができます。

### 【必要になる書類等（個人の方）】

- ・持分全部の譲受請求および脱退届（支店窓口を設置しています）
- ・身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証等）
- ・印鑑
- ・委任状（脱退手続きを本人以外の方が行う場合）

※詳しくは、**取扱店**にご確認ください。